幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令案について（概要）

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

１．改正の趣旨

○　幼保連携型認定こども園における食事の提供は、構造改革特別区域に限り、施設外で調理し搬入する方法（以下「外部搬入方式」という。）により実施することができることとしてきたところ、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和８年３月 13 日閣議決定）による変更後の「構造改革特別区域基本方針」（平成 15 年１月 24 日閣議決定。別紙参照。）を踏まえ、幼保連携型認定こども園における食事の提供に関する基準について所要の改正を行う。

２．改正の概要

①　幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号。以下「幼保連携型認定こども園基準」という。）の一部改正

○　幼保連携型認定こども園における食事の提供は自園調理により行うことが原則であるところ、今般の「構造改革特別区域基本方針」において、公立幼保連携型認定こども園が一定の要件を満たす場合には、構造改革特別区域以外の地域の公立幼保連携型認定こども園であっても、満３歳未満の園児に対して、外部搬入方式により食事の提供を行うことを可能とすることとされた。

○　幼保連携型認定こども園基準第 13 条第１項においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 32 条の２（後段を除く。）を準用しているところ、今般、同条が改正され、公立保育所における乳児及び満３歳未満の幼児に対する外部搬入方式による食事の提供が可能となる（※）ことと併せ、公立幼保連携型認定こども園において、満３歳未満の園児に対する外部搬入方式による食事の提供を可能とするため、幼保連携型認定こども園基準第 13 条第１項について、所要の読替規定の整備を行う。

（※）次のアからオまでを満たす公立保育所については、乳児及び満３歳未満の幼児に対する外部搬入方式による食事の提供が認められることとなる。

ア　外部搬入方式による食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

イ　当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ　調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

エ　乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができるとともに、特に、乳幼児に対する食事の提供に当たっては、個々の乳幼児の発育及び発達の個人差を考慮して適切に食事を提供することができること。

オ　食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

○　その他所要の改正を行う。

② 内閣府・文部科学省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の廃止

○　内閣府・文部科学省関係構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（平成 27 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第７号）については、廃止することとする。

３．根拠条項

○　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 13 条第２項

４．施行期日等

○　公 布 日：令和８年 12 月（予定）

○　施行期日：令和９年４月１日

別紙

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和８年３月 13 日閣議決定）による変更後の「構造改革特別区域基本方針」（平成 15 年１月 24 日閣議決定）（抜粋）

別表２　全国展開することとなった規制の特例措置

番号	特定事業の名称	関係府省庁	措置区分	評価意見等	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	地方公共団体が、公立幼保連携型認定こども園の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立幼保連携型認定こども園は、給食の外部搬入を行うことができる。	全部	離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、全国展開を行う。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）を改正することで対応予定	令和９年４月１日に措置	こども家庭庁